

藤沢市石綿関連疾患リスク推定部会設置要領

(趣旨)

第1条 藤沢市石綿関連疾患対策委員会（以下「委員会」という。）は、藤沢市が所管する施設における石綿飛散事実の確認を行い、石綿飛散事実があった際に当該施設を使用していた関係者（以下「石綿ばく露関係者」という。）が、石綿関連疾患を発症するリスクを推定するため、藤沢市石綿関連疾患対策委員会設置要綱第7条第1項に基づき藤沢市石綿関連疾患リスク推定部会（以下「リスク推定部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 リスク推定部会の部会員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会委員長が（以下「委員長」という。）が指名する者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) その他、委員長が必要と認める者

2 リスク推定部会には部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

(会議)

第3条 委員長は、必要があると認めるときは、リスク推定部会の会議を招集することができる。

2 部会員は、委員長にリスク推定部会の会議の招集を求めることができる。

(検討事項)

第4条 リスク推定部会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 市が所管する施設における石綿飛散事実の確認
- (2) 石綿ばく露関係者における、石綿関連疾患発症リスクの推定
- (3) その他、委員長が必要と認める事項

(結果報告)

第5条 リスク推定部会は前条の検討結果について、委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第6条 必要があると認めるときは、部会員以外の石綿ばく露関係者等にリスク推定部会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求

めることができる。

(庶務)

第7条 リスク推定部会の庶務は、総務部行政総務課において総括し、及び処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、リスク推定部会において審議し、決定する。

附 則

この要領は、平成27年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月7日から施行する。